

令和8年 富士見町 規則

第 8 号

富士見町乳児等支援給付認定に関する規則をここに公布する。

令和8年3月3日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町乳児等支援給付認定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園支援制度。以下「事業」という。)の利用にあたり、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の15の規定による乳児等支援給付認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 事業を利用することができる児童は、利用日時点において、町内に住所を有し、保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育施設等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の児童とする。

(利用時間)

第3条 事業を利用できる時間は、こども1人当たり月10時間を上限とする。

(認定の申請)

第4条 事業の利用を希望する児童の保護者は、こども誰でも通園制度総合支援システム(以下「システム」という。)により、乳児等支援給付認定について町長に申請しなければならない。

(給付認定)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、第2条に規定する対象児童の要件を満たすと認められるときは、システムにより乳児等支援給付認定を行い、乳児等支援支給認定証を交付するものとする。

(認定の変更)

第6条 認定を受けた保護者は、認定を受けた後に、第4条の申請の内容に変更が生じたときは、システムにより町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、内容が適当であると認められるときは、システムにより申請を承認するものとする。

(認定の消滅)

第7条 認定を受けた保護者は、認定を受けた後に、第2条に規定する対象児童の要件に該当しなくなったときは、システムにより町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、内容が適当であると認められるときは、システムにより申請を承認するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。